

◎新潟県告示第339号

新潟県屋外広告物条例による指定区域等並びに新潟県屋外広告物条例施行規則による指定道路、鉄道等の指定（平成19年3月新潟県告示第701号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 条例第7条第3号の規定により知事が指定する区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路及び鉄道の敷地並びにそれらの敷地境界線から両側300メートル以内の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（<u>第1種低層住居専用地域</u>、<u>第2種低層住居専用地域</u>及び<u>田園住居地域</u>を除く。）を除く。）</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>(2) 次に掲げる道路の敷地及びその敷地境界線から両側100メートル以内の区域（都市計画法第2章の規定により定められた用途地域（<u>第1種低層住居専用地域</u>、<u>第2種低層住居専用地域</u>及び<u>田園住居地域</u>を除く。）を除く。）</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>2～8 （略）</p>	<p>1 条例第7条第3号の規定により知事が指定する区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路及び鉄道の敷地並びにそれらの敷地境界線から両側300メートル以内の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（<u>第一種低層住居専用地域</u>及び<u>第二種低層住居専用地域</u>を除く。）を除く。）</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>(2) 次に掲げる道路の敷地及びその敷地境界線から両側100メートル以内の区域（都市計画法第2章の規定により定められた用途地域（<u>第一種低層住居専用地域</u>及び<u>第二種低層住居専用地域</u>を除く。）を除く。）</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>2～8 （略）</p>